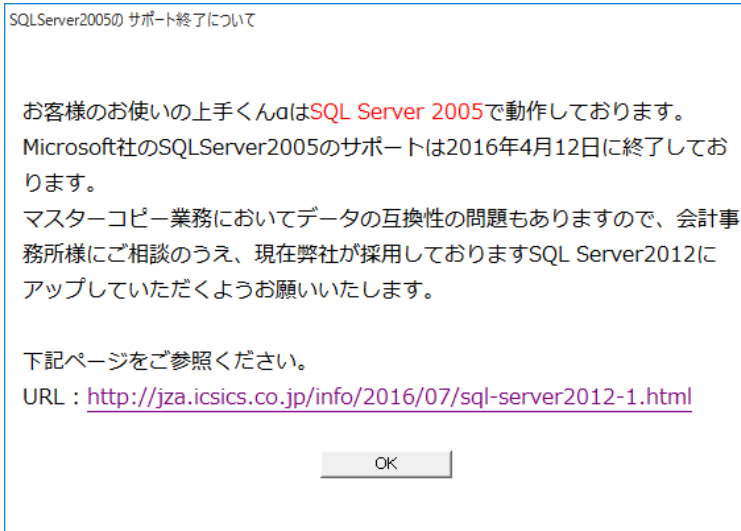


●給与処理α／給与・賞与 Version 6.303

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP 搭載機へのインストールは不可となっています。

- ◆ 社会保険改正（短期労働者に対する適用拡大）に対応しました。
 - 平成 28 年 10 月 1 日から、特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険料等の適用対象となります。
 - 厚生年金保険の標準報酬月額の下限に新たに等級が追加されます。
平成 28 年 10 月 1 日より、厚生年金保険の現在の標準報酬月額の等級表に新たに 1 等級区分が追加されます。
【1 等級 88,000 円】【2 等級 98,000 円】…と変更されます。
- ◆ SQL Server2005 環境で使用されている場合、起動（ログイン）時に下記メッセージを表示します。



- ◆ その他の改良、修正を行いました。

※詳細は、次ページからの“給与上手くんα（VERSION:6.303）の変更点”を参照してください。

※ご注意※

他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、**必ずプログラムのバージョンを統一**してください。
改正・大幅な改良等を含んでいる為、正しく動作又は表示がされない場合があります。

給与上手くんα (VERSION:6.303) の変更点

改正内容

I. 概要

1) 社会保険改正 (短期労働者に対する適用拡大)

平成 28 年 10 月 1 日から、特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険料等の適用対象となります。

«参考 URL»

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2016/0516.html>

■特定適用事業所の要件

同一事業主の適用事業所の厚生年金保険の被保険者数の合計が、1 年で 6 ヶ月以上 500 人を超える事が見込まれる場合は、特定適用事業所として短時間労働者の適用拡大の対象となります。

■短時間労働者の要件

- ①週の所定労働時間が 20 時間以上であること。
- ②雇用期間が 1 年以上見込まれること。
- ③賃金の月額が 8.8 万円以上であること。
- ④学生でないこと。

※ 1. 被保険者資格取得の経過措置

法施行日後の 4 分 3 基準や上記①～④を満たしていない場合であっても、法施行日前から被保険者である方については、法施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は被保険者となります。

※ 2. 短期労働者の標準報酬月額の算定にかかる支払基礎日数の取扱い

短期労働者の算定基礎届・月額変更届等における支払基礎日数は、各月 11 日以上の勤務日数があるかどうかで判断します。

■厚生年金保険の標準報酬月額の下限に新たに等級が追加されます。

平成 28 年 10 月 1 日より、厚生年金保険の現在の標準報酬月額の等級表に新たに 1 等級区分が追加されます。【1 等級 88,000 円】【2 等級 98,000 円】…と変更されます。

2) 健康保険等の被扶養認定の同居要件が一部変更になります。

平成 28 年 10 月 1 日より健康保険・船員保険の被扶養認定における兄弟の同居要件が廃止されます。

→ICS では、扶養に関する入力制限は行っていないので変更ありません。

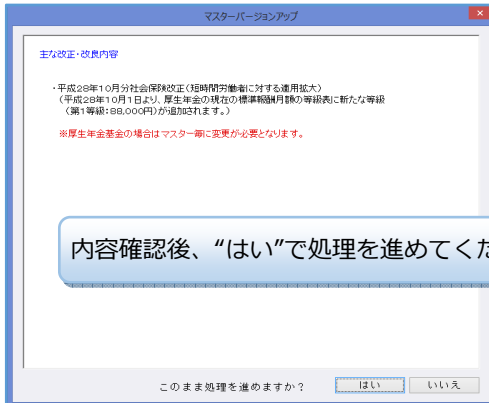
システムの主な変更点

他の ICS システムとマスターのやり取りを行われる場合は、必ずプログラムのバージョンを統一してください。

改正・大幅な改良等を含んでいる為、正しく動作又は表示がされない場合があります。

- ※ 『マスター送信・移動』を行う時、会計事務所(旧バージョン)、顧問先(改正対応後バージョン)の場合、顧問先側から送信されたマスターを会計事務所側で抽出した場合、“既存マスターとの入れ替え”を行う事はできません。

- プログラムをインストール後、新規マスター作成又は既存マスターにおいて入力画面等を開くと、『改正・改良内容の情報』を表示します。（平成28年マスターのみ）
マスター年度に関係なくマスターバージョンアップが行われます。
（扶養情報に関する改良等が行われた為）



- 厚生年金保険料（平成28年10月）は自動で追加します。

- ※『厚生年金基金』の場合は、マスター毎に変更が必要となります。

注意

※今回の改正において、当システムでは『短時間労働者』に該当するか否かの自動判定は行いません。該当者は社会保険徴収月が平成28年10月になった時、下記の内容の確認を行ってください。

●『短時間労働者』に該当する社員がいる場合

該当する社員については、社員登録／社会保険タブの健康保険・厚生年金の“保険区分”及び従前の“標準報酬月額”・“等級”の確認及び設定を行ってください。

※追加された新等級は社会保険徴収月が平成28年10月以降から使用可能です。

本人情報 住所 扶養情報 労働条件 社会保険 税金 支給方法 前職 電子申告				
健康保険区分	協会けんぽ	雇用保険料率元	会社	
厚生年金保険区分	社内年金	雇用保険区分	一般	
		高齢労働者	自動	
算定/月変動種別	実施する	厚生年金基金No.		
パート区分	無し	基金CD		
健康保険No.		賞与CD		
厚生年金保険No.				
設定種別	設定	従前	改定(算定結果)	改定(月変結果)
新保険料改定年月	*		分保険料	分保険料
健康保険	標準報酬月額/等級	88千円 4等級	千円 等級	千円 等級
厚生年金保険	標準報酬月額/等級	88千円 1等級	千円 等級	千円 等級
健康保険料		4,418		

●該当者以外の社員について

社会保険徴収月が平成28年10月になると、厚生年金保険の等級がプラス1されます。

今回の社会保険改正において、標準報酬月額の下限に新たに等級が追加されました。（標準報酬月額、報酬月額の範囲の変更はありません）

改定種別	設定	従前		改定(算定結果)		改定(月変結果)	
		設定	対象外	分保険料	等級	分保険料	等級
新保険料改定年月	*	平成28年09月		分保険料		分保険料	
健康保険	標準報酬月額/等級	280千円	23等級	千円	等級	千円	等級
厚生年金保険	標準報酬月額/等級	280千円	17等級	千円	等級	千円	等級
健康保険料			13,195				
内基本保険料			8,424				
内特定保険料			4,771				
内介護保険料							
厚生年金保険料			23,637				

◀他にも等級が変更される箇所>

- ・ユーザー項目入力で“厚保等級”を使用している場合変更されます。
- ・算定月変・個人データ入力画面及び出力帳票等。

●改定（算定結果）、改定（月変結果）欄に関して

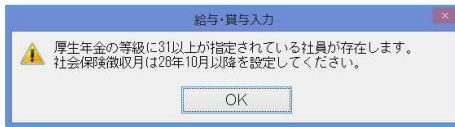
標準報酬月額・等級は、新保険料改定年月によって判定されます。

※例えば、平成28年10月以降がセットされている場合は、新テーブルの等級が表示されます。

厚生年金保険の等級の登録できる範囲が制限されます。

- ・平成 28 年 10 月以降は 1～31 等級（新テーブル参照。）
- ・平成 28 年 10 月以前は 1～30 等級

※会社登録／支給・労働条件タブでも、“社会保険徴収月”の変更は可能ですが、平成 28 年 10 月状態で“31 等級”の社員がいる場合、平成 28 年 9 月以前には変更できないように制御しています。



■厚生年金基金の場合

マスター毎に新たに新テーブル（厚生年金保険の 1 等級を追加）を作成する必要があります。

- ①“新規作成”ボタンを押し、開始年月を“平成 28 年 10 月”とセットします。
(保存ボタンの箇所に表示されています。新規作成を押すと“保存”に変更されます。)
- ②“額編集”に切替え、1 行目（1 等級）にインバースを合わせ、行挿入 (Insert) ボタンを押します。
- ③ 1 等級目の標準報酬月額欄に「88,000 円」、報酬月額の未満欄に「93,000 円」を登録します。
※ 2 等級目の報酬月額欄の以上欄にも「93,000 円」が登録されます。
- ④“再計算”ボタンを押すと、1 等級目の基金掛金等が自動計算されます。

※ 1. 実額編集している場合、“再計算”ボタンを押すと実額編集が解除され自動計算されますので、その場合は、①～③を行った後、実額で登録してください。

※ 2. 社会保険徴収月が平成 28 年 10 月以降で設定した新規マスターには「1 等級：88,000 円」行が作成されます。

改良内容

I. 登録・導入／新規会社登録・修正・削除

1) 会社登録

①支給・労働条件タブ

金融機関休日カレンダーを 2020 年まで更新しました。（休日振替の設定で使用されます。）

2) 社員登録

①扶養情報②タブ（新設）

「給与所得者の扶養控除（異動）申告書」の“C 主たる給与から控除を受ける障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生”及び“左記の内容”、“D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等”欄の入出力に対応しました。当プログラムをインストール後マスターバージョンアップが行われ、“扶養情報②”タブが表示されます。

※会社登録において、扶養控除申告書＝“作成する”を選択している場合のみ有効です。

※翌年更新、送信・移動、抽出に関しては、“扶養情報①”タブと同様の扱いとなります。

例えば、11 月以降の給与マスターを事務所で抽出する場合、扶養控除申告書データの対象となります。翌年更新ではデータはそのまま更新されます。

「1 障害者」欄は、本人情報、扶養情報①の上段から連動される為変更不可です。

②税金タブ

税額表区分を“甲欄⇔乙欄”を切り替えた場合、下記のメッセージに変更又は表示するようにしました。

II. 登録・導入／翌年更新（翌月更新）

①12月の最終処理時に“当月退職”になった社員を翌年1月に“既退職者”として残し更新できるように対応しました。

更新画面の最下段に選択項目を新設しました。

※『給与マスター』の更新時のみ使用可能。

当月退職者を翌年に既退職者として残す しない する

III. 給与・賞与／退職金明細書

①住民税（道府県民税、市町村民税）の自動計算に対応しました。

当プログラムをインストール後マスターバージョンアップが行われ、上記項目が自動計算欄となり算出されます。既に入力があった場合は実額(グリーン)欄となります。

※必ず、“退職年月日”を入力してください。平成25年1月1日以後と平成24年12月31日迄、又は空欄の場合とでは算式が異なり結果(算出金額)が異なります。

(平成24年12月31日迄の場合は徴収税額に0.9が乗されます。)

《参考URL》

総務省 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/65871.html

《退職金明細書入力画面》

処理月(納付書集計用)	12月	支給日(納付書集計用)	平成24年12月22日
退職金	10,000,000	控除項目:	所得税 492,000
			道府県民税 294,000
			市区町村民税 176,000
支給合計	10,000,000	控除退職所得 4,400,000	特別徴収額 9,097,998
退職区分	普通	退職年数及び退職金に 応ずる控除の金額	その退職年数に 適用される控除の 金額(年数に応ずる控除の金額)
申告書提出	有り		※引当残高所得控除額
入社年月日	平成20年04月06日	自	
退職年月日	平成23年06月06日	至	
退職金(一般)	10,000,000	02年	1,200,000
特別控除の有無	無し	役員就任年月日	
退職金(特定退職)		役員退任年月日	
特定役員等退職年数		一般勤続期間	
自		自	
至		至	
特別役員等退職年数		新規勤続年数	
自		自	
至		至	
支給区分	通常支給	追加支給	他から支給(白紙中)
市民支給金額	10,000,000	給退職手当	退職所得控除額 1,200,000
上記以外の退職手当		一般退職所得控除額	課税退職所得金額 4,400,000
上記に対する徴収税額		特定役員退職手当	上記に対する税額 492,000
合計支給額	10,000,000	特定役員退職所得控除額	徴収税額 492,000

※“上記以外の退職手当”に金額がある場合
住民税の自動計算は行われません。

《退職金明細書の控除欄に出力》

控除名	金額
税引前控除額	0
退職所得控除額	(500,000)
課税退職所得金額	(100,000)
所得税	5,105
道府県民税	5,400
市町村民税	3,600
合計	14,105

IV. 給与・賞与／給与・賞与

1) 給与・賞与入力

- ①社員を給与区分(月給者、日給者、時給者)の項目で絞り込めるように対応しました。
(F7) 社員絞込の絞込条件に給与区分項目を追加しました。

<input checked="" type="checkbox"/> 給与区分	<input type="checkbox"/> 月給者	<input type="checkbox"/> 日給者	<input type="checkbox"/> 時給者
--	------------------------------	------------------------------	------------------------------

2) 年末調整データ入力

①累積入力画面

- 当入力画面から社員登録／前職タブを呼び出し、前職分の支給額、非課税、社会保険料、源泉所得税の入力を行えるように対応しました。
- ※ファンクションキーの“(F4) 前職分”(新設)、又は入力画面上の“前職分”の行をクリックすると“社員登録／前職タブ”を表示します。

会社支給日	扶養	税率	給支総額	非課税	支給額	社会保険料	所得税
前職分			335,200	15,200	320,000	3,000	40,000

②保険等申告書入力／社会保険料控除タブ

“国民年金保険”の場合に選択する区分の名称を“国年保”から“国年金”に変更しました。

社会保険料控除		
種類	区分	保険料支払先名称
	国年保	
	その他	
		合計(控)

③保険等申告書入力／配偶者特別控除タブ

配偶者の合計所得金額(見積額)において、不動産所得、事業所得の所得金額の損益通算が行えるように対応しました。(所得金額のマイナス入力が可能になります。)

“上記以外の所得”の所得金額欄では、所得金額がマイナス金額になる場合は0円となりますが、手入力でマイナス入力を可能としました。

配偶者特別控除			
所得の種類	収入金額等	社会保険等	所得金額
給与所得	1,200,000	450,000	750,000
事業所得	800,000	800,000	-200,000
雑所得			
配当所得			
不動産所得	120,000		120,000
その他所得			
上記以外の所得	10,000	20,000	-10,000
配偶者の合計所得金額			560,000
配偶者特別控除額		21,000	

※①退職所得控除…
一般退職手当等に係る退職所得金額の計算が行われますので、特定役員退職手当に係る退職金額の計算に該当する場合は実務編集を行ってください。

※②上記以外の所得欄…
所得金額がマイナスの場合は0円とします。所得金額にマイナスが発生する場合は実務編集を行ってください。

V. 給与・賞与／出力処理

1) 月別給与一覧表

- ①帳票のタイトル編集を行えるように対応しました。
給与・賞与の各帳票において個別に登録する事が可能です。
(F6) 項目設定内に“タイトル編集”タブを新規追加しました。

印刷タイトル	
社員別一覧表	月別給与一覧表
事業別合計表	月別給与一覧表
給与一覧表(簡易)	給与一覧表
社員別一覧表(区分別出力)	月別給与一覧表
区分別合計表	月別給与一覧表

2) 賞与支払届

- ①出力オプションの“④欄に元号番号を出力する”の初期値を(= 有り)に変更しました。

3) 所得税徴収高計算書（納付書）

- ①“会社登録”画面を呼び出せるように対応しました。
メニューバーに“登録業務”項目を追加し会社登録画面を表示するようにしました。

4) 住民税納付書

- ①下記の○月分の表記を会社登録／税金・年調タブの“初回6月分自動更新月”の設定通りに出力するように変更しました。
※翌月支給の場合等、支給日と処理月が異なる場合に有効な機能です。

口座番号	加入者名
	指定番号
平成28年 7月分	
給与分	千 百 十 千 百 十 円

VI. 年末調整／出力処理（年調関係）（給与上手くんαProⅡのみ）

1) 所得税徴収高計算書（納付書）

- ①“会社登録”画面を呼び出せるように対応しました。
メニューバーに“登録業務”項目を追加し会社登録画面を表示するようにしました。

2) 扶養控除等（異動）申告書

- ①“C主たる給与から控除を受ける障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生”及び“左記の内容”、“D他の所得者が控除を受ける扶養親族等”欄の出力に対応しました。

3) 給与集計表／月別合計表

- ①（F11）半期設定において、支給日が給与と賞与が同じ場合、給与と賞与の順番を入れ替えることができるように対応しました。（上半期、下半期の集計の調整が可能となります。）

処理月	支給日
04月 (給与)	04月25日
05月 (給与)	05月25日
06月 (給与)	06月24日
07月 (賞与)	07月01日
07月 (給与)	07月01日

を付けると賞与と給与の順番が入れ替わります。

※例えば、同日で給与と賞与の支給があった場合、半期設定画面では、賞与→給与の順になっていた
ので、給与のみを上半期に集計させることができませんでした。今回から、給与と賞与の順番を
入れ替えて給与迄で上半期の設定を行うと給与を上半期に集計することができます。

VII. 年末調整／給与支払報告書（総括表）（給与上手くんαProⅡのみ）

- ①“会社登録”画面を呼び出せるようにしました。
（F9）会社登録を追加し会社登録画面を表示するようにしました。
- ②総括表（印刷）タブ
出力時に出力用紙の1ページ目の開始位置（上、下）を指定できるように対応しました。

「1ページ目の出力開始位置」

①

②

※総括表（印刷）タブに指定項目を新設。

修正内容

I. 登録・導入／新規会社登録・修正・削除

1) 会社登録

①基本会社情報タブ

「単独年調／単独年調処理時「過不足税額」のみ出力する。」の場合、代表者住所欄で Delete キーが効かなかったのを修正しました。

2) 社員登録

①固定給タブ

解像度が 1280×1024 の場合、下段の“明細書データと連動する”項目が表示されていなかったのを修正しました。

II. 給与・賞与

1) 給与・賞与入力

①入力画面で“次年加算付与日数”欄が入力できない場合があったのを修正しました。

※会社登録で有給休暇管理を“行わない”で尚且つ、加算付与選択が“自動”の状態から、有給休暇管理を“行う”且つ、“入力”に切り替えた場合。

2) 年末調整データ入力

①保険等申告書入力／生命保険料控除タブ

個人年金の支払開始年月日項目が Delete キーで削除できなかったのを修正しました。

III. 給与・賞与／出力処理

1) 月別給与一覧表

①立替金が正しく出力されない場合があったのを修正しました。

※賞与年調時（&年調、単独年調）に賞与区分が“無し”の社員で尚且つ、年調結果が“徴収する”になっている場合、立替金欄が空欄になっていました。

以上